五　前各号に掲げる場合に該当する場合（適用年度が最も古い事業年度等又は最初事業年度等に該当する場合を除く。）で、かつ、当該法人が次に掲げる法人に該当する場合（第三号に掲げる場合に該当する場合には、イ又はニに掲げる法人に該当する場合に限る。）　次に定める金額（前号に掲げる場合に該当する場合には、最初事業年度等を第三項第一号若しくは第二号又は第五項第一号若しくは第二号に規定する調整対象基準年度とみなした場合における次に定めるところにより計算した金額）

イ　第三項第一号又は第二号に掲げる合併法人　第一号から第三号までに定める金額にそれぞれ同項第一号ロ又は第二号ロに掲げる金額（これらの号に規定する調整対象基準年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該金額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該調整対象基準年度の月数で除して計算した金額）を加算した金額

ロ　第五項第一号イに掲げる分割法人等　第一号又は第二号に定める金額から当該金額に同項第一号イに規定する分割等の直後の当該分割等に係る分割承継法人等の国内雇用者（当該分割等の直前において当該分割法人等の国内雇用者であった者に限る。）の数を乗じてこれを当該分割等の直前の当該分割法人等の国内雇用者の数で除して計算した金額を同号イに規定する調整対象基準年度に係る前項に規定する移転給与等支給額とみなした場合における同号イに定めるところにより計算した金額を控除した金額

ハ　第五項第一号ロに掲げる分割法人等　第一号又は第二号に定める金額から当該金額に同項第一号イに規定する分割等の直後の当該分割等に係る分割承継法人等の国内雇用者（当該分割等の直前において当該分割法人等の国内雇用者であった者に限る。）の数を乗じてこれを当該分割等の直前の当該分割法人等の国内雇用者の数で除して計算した金額を控除した金額

ニ　第五項第二号イ又はロに掲げる分割承継法人等　第一号から第三号までに定める金額にそれぞれ同項第二号イ又はロに定める金額（同号イ又はロに規定する調整対象基準年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該金額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該調整対象基準年度の月数で除して計算した金額）を加算した金額

9

法第四十二条の十二の四第一項の規定の適用を受けようとする法人が次の各号に掲げる合併法人に該当する場合の適用年度における当該法人の同条第二項第五号に規定する比較雇用者給与等支給額（次項において「比較雇用者給与等支給額」という。）の計算については、当該法人の当該各号に規定する調整対象前年度に係る給与等支給額は、当該各号に定めるところによる。

一　適用年度において行われた合併に係る合併法人（当該合併により設立したものを除く。以下この号及び次号において同じ。）　当該合併法人の適用年度開始の日の前日を含む事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下この号において「調整対象前年度」という。）については、次に掲げる金額を合計した金額をもつて当該調整対象前年度に係る給与等支給額とする。

イ　当該合併法人の当該調整対象前年度に係る給与等支給額

ロ　当該合併法人の当該調整対象前年度に含まれる月の当該合併に係る被合併法人の第四項に規定する月別給与等支給額（次号及び第三号において「月別給与等支給額」という。）を合計した金額に当該合併の日から当該適用年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額

二　適用年度開始の日の前日を含む事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下この号において「調整対象前年度」という。）において行われた合併に係る合併法人　当該合併法人の当該調整対象前年度については、次に掲げる金額をもつて当該調整対象前年度に係る給与等支給額とする。

イ　当該合併法人の当該調整対象前年度に係る給与等支給額

ロ　当該合併法人の当該調整対象前年度に含まれる月の当該合併に係る被合併法人の月別給与等支給額を合計した金額

三　適用年度において行われた合併により設立した合併法人　当該合併に係る被合併法人のうち当該合併の直前の時における資本金の額又は出資金の額が最も多いもの（以下この号において「基準被合併法人」という。）の事業年度（当該基準被合併法人の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）を当該合併法人の事業年度とみなした場合における当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下この号において「調整対象前年度」という。）については、次に掲げる金額を合計した金額をもつて当該調整対象前年度に係る給与等支給額とする。

イ　当該合併法人の調整対象前年度に係る給与等支給額

ロ　当該合併法人以外のものの月別給与等支給額を合計した金額

10

法第四十二条の十二の四第一項の規定の適用を受けようとする法人が分割法人等又は分割承継法人等に該当する場合（分割法人等にあつては第一号イ又はロに掲げる法人に該当する場合に、分割承継法人等にあつては第二号イ若しくはロ又は第三号に掲げる法人に該当する場合に、それぞれ限る。）の適用年度における当該法人の比較雇用者給与等支給額の計算については、当該法人の次の各号に規定する調整対象前年度に係る給与等支給額は、当該各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　分割法人等　当該分割法人等のイ及びロに規定する調整対象前年度ごとに当該分割法人等の当該調整対象前年度に係る給与等支給額から次に掲げる分割法人等の区分に応じそれぞれ次に定める金額を控除した金額

イ　適用年度において行われた分割等（分割、現物出資又は現物分配をいう。以下この号において同じ。）に係る分割法人等　当該分割法人等の適用年度開始の日の前日を含む事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。イにおいて「調整対象前年度」という。）については、当該分割法人等の当該調整対象前年度に係る第七項に規定する移転給与等支給額（以下この項において「移転給与等支給額」という。）に当該分割等の日から当該適用年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額

ロ　適用年度開始の日の前日を含む事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。ロにおいて「調整対象前年度」という。）において行われた分割等に係る分割法人等　当該分割法人等の当該調整対象前年度に係る移転給与等支給額

二　分割承継法人等（次号に掲げる法人に該当するものを除く。以下この号において同じ。）　当該分割承継法人等のイ及びロに規定する調整対象前年度ごとに当該分割承継法人等の当該調整対象前年度に係る給与等支給額と次に掲げる分割承継法人等の区分に応じそれぞれ次に定める金額との合計額

イ　適用年度において行われた分割等（分割、現物出資又は現物分配をいい、現物分配が残余財産の全部の分配である場合には当該適用年度開始の日の前日から当該適用年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものに限る。イにおいて同じ。）に係る分割承継法人等　当該分割承継法人等の適用年度開始の日の前日を含む事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。イにおいて「調整対象前年度」という。）については、当該分割承継法人等の当該調整対象前年度に含まれる月の当該分割等に係る分割法人等の第六項に規定する月別移転給与等支給額（以下この号及び次号において「月別移転給与等支給額」という。）を合計した金額に当該分割等の日（当該分割等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）から当該適用年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額